

キャビネット旅費・交通費規程（案）

1. 旅 費 規 程

前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員及び事務局員が管外出張した場合、旅費の支給について、地区ガバナーの裁定によりその都度定める。

2. 交 通 費 規 程

前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員がキャビネット行事に出席した場合、交通費の補助について、地区ガバナーの裁定によりその都度定める。

[2012年7月23日改定]

慶 弔 規 程 (案)

1. 335-B地区キャビネットの慶弔に関する取扱いは、この規程に定めるところによる。

2. 慶事の場合

- ① 前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員が叙位叙勲を受けた場合、金品を贈り祝意を表す。
- ② クラブの記念行事の場合、次により祝意を表す。
 - (イ) クラブ結成会
地区ガバナー、キャビネット幹事・会計が出席し、新クラブ結成資金(300,000 円)を贈り、地区ガバナーが祝意を表す。
 - (ロ) チャーターナイト
地区ガバナー、キャビネット幹事・会計が出席し、祝金(50,000 円)を贈り、地区ガバナーが祝意を表す。
 - (ハ) チャーターナイト記念
チャーターナイトの特別記念行事(5、10、15、20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70 周年)の場合、地区ガバナー、キャビネット幹事・会計が出席し、祝金(50,000 円)を贈り、地区ガバナーが祝意を表す。

3. 弔事の場合

- ① 前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員が死亡した場合、供花又はそれ相当額の香典(30,000 円)と弔電にて弔意を表す。
- ② 次に掲げる者が死亡した場合、柩又はそれ相当額の香典(10,000 円)と弔電にて弔意を表す。
 - (イ) 前項の者の配偶者
 - (ロ) 前項の者の父母及び同居配偶者の父母
- ③ 前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員が死亡したときは、地区ガバナー又は地区ガバナーの委嘱する者が葬儀に参列し、その他の者が死亡したる時は、事情により前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員が葬儀に参列する。
- ④ クラブメンバーが死亡し連絡を受けた場合、弔電を打ち弔意を表す。

4. 病気、罹災見舞

- ① 前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員が1ヶ月以上の入院の場合、見舞品を贈る。
(10,000 円)
- ② 前・元地区ガバナー、地区役員、地区委員が罹災にあった場合、見舞品を贈る。
(10,000 円)

その他地区ガバナーが必要と認めたる場合、その都度決定する。